

群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県及び金融機関等が協力して、法人若しくは個人又はこれらを構成員とする法人が、県内に再生可能エネルギー設備又は効率的利用設備を導入するために必要となる資金を貸し付けることにより、もって本県における再生可能エネルギーの導入促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 再生可能エネルギー

二千五十年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例（令和4年群馬県条例第4号。以下「実現条例」という。）第2条第12号に規定する再生可能エネルギーをいう。

二 再生可能エネルギー設備

実現条例第2条第13号イに規定する再生可能エネルギー設備をいう。

三 効率的利用設備

実現条例第2条第13号ロに規定する効率的利用設備をいう。

四 再生可能エネルギー設備等導入可能性調査

再生可能エネルギー設備又は効率的利用設備の導入に係る調査、設計等のうち、設備資金に該当しないものをいう。

五 金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の本支店をいう。

(貸付け)

第3条 知事は、金融機関がこの要綱に基づく融資（以下「本制度融資」という。）を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度にわたる場合は翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項に規定する預託について、預託期間は預託を行った年度の最終金融機関営業日までとし、預託利率は無利子とする。

(融資対象者)

第4条 本制度融資の対象者は、法人若しくは個人又はこれらを構成員とする法人（以下「法人等」という。）であって、次の各号の全てに該当する者とする。

一 県税等の滞納がない者

二 群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しない者

三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者に該当しない者

(資金使途)

第5条 本制度融資の資金使途は、県内に再生可能エネルギー設備又は効率的利用設備（いずれも当該設備等を導入する時点で未使用品であるものに限る。）（以下「再生可能エネルギー設備等」という。）を導入するために必要となる設備資金（土地取得のための資金を除く。）及び県内に再生可能エネルギー設備等を導入するために行う再生可能エネルギー設備等導入可能性調査に必要となる運転資金とする。

(融資条件)

第6条 本制度融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

一 融資限度額

設備資金及び運転資金を合わせて1億円（内運転資金4,000万円）（本制度融資の融資残高を含む。）

二 融資期間

10年以内（内据置期間2年以内）

三 融資利率

年1. 1%以内

信用保証協会の保証を付した場合 責任共有制度対象外 年0. 7%以内
責任共有制度対象 年0. 8%以内

四 担保・保証人

金融機関等の定めるところによる。

五 償還方法

年1回以上の元金均等分割償還とする。

(事業計画の承認)

第7条 本制度融資を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、借入れを希望する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に融資の申込みを行うとともに、当該取扱金融機関に融資予定者として認められたものについて、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- 一 群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画承認申請書(別記様式第1号)
 - 二 定款(法人の場合に限る。)
 - 三 登記事項証明書(会社・法人)
 - 四 直近2期の決算書又はこれに類する書類
 - 五 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書(県内に事業所がない法人等にあつては、直近の事業年度の法人税又は所得税の納税証明書)
 - 六 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書(別記様式第2号)
 - 七 再生可能エネルギー設備等を導入する施設等の内容が確認できる書類
 - 八 設備資金にあつては、導入する再生可能エネルギー設備等の内容が確認できる設計図、カタログ、見積書等の書類
 - 九 運転資金にあつては、導入する再生可能エネルギー設備等導入可能性調査の内容が確認できる仕様書、見積書等の書類
 - 十 その他知事が必要と認めるもの
- 2 知事は、前項に規定する事業計画の承認申請があつた場合は、必要に応じて実地調査等を行い、この要綱の目的、融資対象者、資金使途及び融資条件に合致するものとして認めるときは、当該事業計画を承認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による承認を行ったときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画承認通知書(別記様式第3号)により、申請者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(事業計画の変更承認)

第8条 前条第2項の規定による事業計画の承認を受けた者は、当該承認に基づく融資を受ける前に、当該承認を受けた事業計画の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとするときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画変更承認申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による事業計画の変更承認申請があつた場合には、必要に応じて現地調査等を行い、この要綱の目的、融資対象者、資金使途及び融資条件に合致するものとして認めるときは、当該事業計画の変更を承認するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による承認を行ったときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画変更承認通知書(別記様式第5号)により、前条第2項の規定による事業計画の承認を受けた者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(融資の報告等)

第9条 取扱金融機関は、本制度融資を行ったときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資実行報告書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、前項の規定により提出した群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資実行報告書(別記様式第6号)の内容に変更が生じた場合は、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資変更報告書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(辞退届)

第10条 第7条第2項の規定による事業計画の承認又は第8条第2項の規定による事業計画の変更の承認を受けた者は、本制度融資を受けないこととなったときには、速やかに群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画承認辞退届（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(完了届等)

第11条 本制度融資を受けた者は、当該制度融資に係る事業計画が完了したときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画完了届（別記様式第9号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、必要に応じて完了検査を行うものとする。

(融資実行後の事業計画の変更承認)

第12条 本制度融資を受けた者は、当該制度融資の償還終了前に、当該制度融資の事業計画の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による事業計画の変更承認申請があった場合には、必要に応じて現地調査等を行い、この要綱の目的、融資対象者、資金使途及び融資条件に合致するものとして認めるときは、当該事業計画の変更を承認するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認を行ったときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画変更承認通知書（別記様式第5号）により、本制度融資を受けた者及び取扱金融機関に通知するものとする。

4 知事は、第2項の規定による承認を行った場合において、本制度融資を継続することが適当でないと認めたときは、取扱金融機関と協議して、当該制度融資に係る資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(所有権移転等の届出)

第13条 本制度融資を受けた者は、当該制度融資の償還終了前に、当該制度融資により取得した資産について、その所有権を移転しようとするとき又は使用目的を変更しようとするときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資所有権移転等の届出（別記様式第10号）を、あらかじめ知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受けた場合において、本制度融資を継続することが適当でないと認めたときは、当該融資に係る資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(承認の取消)

第14条 知事は、第7条第2項の規定による事業計画の承認、第8条第2項の規定による事業計画の変更の承認又は第12条第2項の規定による事業計画の変更の承認を受けた者（以下「事業計画の承認等を受けた者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- 一 偽りその他の不正行為により承認を受けたとき
- 二 本制度融資を受けた資金を目的外に使用したとき
- 三 承認の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- 四 この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき

2 知事は、前項に規定により承認を取り消したときは、群馬県事業用再生可能エネルギー設備等導入資金融資事業計画承認取消通知書（別記様式第11号）により、事業計画の承認等を受けた者及び取扱金融機関に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定により承認を取り消したときは、取扱金融機関と協議して、本制度融資に係る資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

(預託の停止)

第15条 知事は、本制度融資を受けた者が前条第1項各号のいずれかに該当したとき又は取扱金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して本制度融資を行ったときは、第3条第1項の預託

を行わないことができる。

(報告等)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、本制度融資を受けた者、本制度融資を行った取扱金融機関又は信用保証協会に対し、事業計画の実施状況、融資の状況等について報告を求め、又は実地の調査を行わせることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則 (令和4年9月6日G I第8-1号制定)

- 1 この要綱は、令和4年9月9日から施行する。
- 2 令和4年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「1.86分の1」とする。

附 則 (令和5年3月31日G I第8-2号一部改正)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「1.86分の1」とする。

附 則 (令和6年3月29日G I第8-10006号一部改正)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「1.86分の1」とする。

附 則 (令和7年3月27日G I第8-62号一部改正)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「1.77分の1」とする。